

75歳以上と65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～平成23年度の保険料のお支払いについて～

後期高齢者医療制度は、被保険者(加入者)の皆様にご負担いただいている保険料によって成り立っています。皆様が将来にわたって安心して医療を受けるための貴重な財源となりますので、今後とも保険料をお支払いいただきますよう、お願いします。

☆平成23年度の保険料額につきましては、7月に個別にお知らせしますので、ご確認ください☆

## ■ 平成23年度保険料の計算方法 (保険料率は、平成22年度と変わりません)

<b>均等割</b> 【1人あたりの額】 <b>44,192円</b>	+	<b>所得割</b> 【本人の所得に応じた額】 (平成22年中に所得-33万円)× <b>10.28%</b>	=	<b>1年間の保険料</b> (100円未満切り捨て)
---	---	--	---	--------------------------------

- 1年間の保険料の上限額は50万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

## ■ 保険料の軽減

### ① 均等割の軽減(年額)

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

《所得に応じて、均等割44,192円が以下のとおり軽減されます》

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	【年額】 4,419円 (39,773円軽減)
33万円	8.5割軽減	【年額】 6,628円 (37,564円軽減)
33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません	5割軽減	【年額】 22,096円 (22,096円軽減)
33万円+(35万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	【年額】 35,353円 (8,839円軽減)

### ② 所得割の軽減

- 被保険者個人の所得で計算します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	<b>5割軽減</b>

### ③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。
- ※被用者保険とは、協会けんぽなど、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。